○財務省令第八十八号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和二十八年政令第二十八号）第八条の三第四項の規定に基づき、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和二十八年大蔵省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五の表清酒の項中「当該品目に属する酒類のすべての」を「法第八十六条の六第一項の規定により定められた酒類の表示の基準によつて国税庁長官が地理的表示として指定した日本酒の表示を使用することができる」に改め、同表連続式蒸留しようちゆうの項からみりんの項まで中「すべて」を「全て」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（品目の例外表示に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第四項の規定により、改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第十一条の五の表清酒の項の下欄に定める呼称を表示している清酒（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第七号に規定する清酒をいう。）については、なお従前の例による。

○財務省令第八十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、及び国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令の一部を改正する省令

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令（平成十四年財務省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三　削除

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○財務省令第九十号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

分離適格振替国債の指定等に関する省令の一部を改正する省令

分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「その直近の利払期から申請の日までの間において次に掲げる者以外の者が有していなかった」を削り、同項各号を削る。

第四条第一項中「金融機関等（」及び「に限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○文部科学省令第三十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

文部科学大臣　馳　浩

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、七六四人」を「一、七六一人」に改め、同表合計の項中「二、一一八人」を「二、一一五人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

○経済産業省令第七十六号

商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定に基づき、商標法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十五日

経済産業大臣　林　幹雄

商標法施行規則の一部を改正する省令

商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三十三類の項下欄第一号を次のように改める。

一　泡盛　合成清酒　焼酎　白酒　清酒　直しみりん

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。